

「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議（第 22 回）

開催記録

I 開催概要

日 時： 2026（令和 8）年 9 月 8 日（火曜日）14 時 30 分～16 時 00 分
場 所： JR 東日本 現地会議室
出席者： 以下の通り

表 出・欠席者一覧

有識者	【欠席】松浦 晃一郎氏（第 8 代ユネスコ事務局長） ・木曾 功 氏（元ユネスコ日本政府代表部特命全権大使） ・稲葉 信子 氏（筑波大学名誉教授/国際機関 ICCROM 事務局長特別アドバイザー/静岡県富士山世界遺産センター館長） ・中井 検裕 氏（東京科学大学名誉教授/IBS 計量計画研究所/MINTO 機構） ・西村 幸夫 氏（東京大学名誉教授/國學院大學名誉教授） ※オンライン 本保 芳明 氏（元国連世界観光機関（UNWTO）駐日事務所代表）	座長 副座長
有識者 オブザーバー	・小野田 滋 氏（公益財団法人鉄道総合技術研究所アドバイザー） ・老川 慶喜 氏（立教大学名誉教授） 【欠席】古関 潤一 氏（東京大学名誉教授/ライト工業株式会社 R&D センターテクニカルオフィサー） ・谷川 章雄 氏（早稲田大学人間科学学術院名誉教授）	
オブザーバー	・文化庁 文化資源政策・記念物課 ・東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・港区まちづくり支援部 開発指導課 ・鉄道博物館 学芸部 ・東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課 ・JR 東日本コンサルタンツ株式会社	
事業者	・独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 技術管理部 ・京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 品川開発推進部 ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 建設部 ・東日本旅客鉄道株式会社 TOD 企画部 ・東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング戦略部	
事務局	京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 建設部 東日本旅客鉄道株式会社 TOD 企画部・マーケティング戦略部	
サポート	パンフィックコンサルタンツ株式会社	

当日配付資料：次第

資料 1 第 21 回（7 月 27 日）有識者検討会議議事録確認
資料 2-1 第 70 回調査・保存等検討委員会次第・資料
資料 2-2 第 71 回調査・保存等検討委員会次第・資料

資料 3-1 まちづくりと高輪築堤の保存・継承等の両立に向けた検討の進め方について
資料 3-2 高輪築堤の保存・継承とまちづくりとの両立について
資料 4 品川駅周辺のまちづくりと文化財保護に関する提言とりまとめ（案）について
参考資料 高輪築堤の保存・価値・継承のあり方を十分に踏まえたまちづくりについて（サマリー）

II 議事概要

1 開会

- 第 22 回「『国際交流拠点・品川』における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議」（以下、「有識者検討会議」とする）を開会する。（事務局 JR）

2 第 21 回（7 月 27 日）有識者検討会議議事録確認

- 一部出席者の表記に誤りがあったため、この修正をもって確定とする。

3 「高輪築堤の保存・価値・継承のあり方を十分に踏まえたまちづくりについて」の意見交換

1）（情報共有）「高輪築堤調査・保存等検討委員会」における協議状況

2）高輪築堤の保存・継承とまちづくりの両立について

- 資料 2、資料 3 を説明する。（事務局 JR・谷川氏）

〔説明概要〕

- ・「高輪築堤調査・保存等検討委員会」（以下、「検討委員会」とする）第 70 回及び第 71 回の概要について説明した。
- ・第 70 回「検討委員会」では、第 69 回「検討委員会」で出された質問の回答として、信号機跡を含む 5・6 街区間における高輪築堤がどのような状況で現地保存されるのかを詳細に図面で示した。また、築堤を跨いだ建築構造で更なる保存ができないかという質問について、事務局より検討結果を示した。（事務局 JR）
- ・第 71 回「検討委員会」では、「5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値と保護措置について（7）」の委員見解を提示した。まず【信号機跡を含む 5・6 街区間の高輪築堤（約 50m）の現地保存について】は、信号機跡が現地保存されたことは一定の評価ができるが、築堤部に関してはこれまで委員見解において求めてきた内容を必ずしも充足するものではない。次に 5・6 街区の保護措置については、信号機跡を含む 5・6 街区間の高輪築堤（約 50m）の現地保存範囲を 5・6 街区の可能な限り長い区間にわたって南北に拡張し、高輪築堤の海上築堤の鉄道らしい「連続性」を有する遺構にできるだけ近づける形で現地保存することを要望する。6 街区南部及び東側の線路下の高輪築堤跡については、次の段階として本芝・八ツ山下間の高輪築堤全体の中の位置付け及び文化財的価値を明確にする必要がある。（谷川氏）

・これについて、第 71 回「検討委員会」において、JR 東日本からは「5・6 街区の高輪築堤跡の保護措置に関しては前向きに受け止める」、「信号機跡を含む 5・6 街区間に関しては、協議体での協議・検討結果を踏まえ、開発の計画進捗の熟度の中でギリギリまで検討した結果として、6 街区側は約 3.5m、5 街区側は約 1.5 m、それぞれ建物をセットバックして約 50m の現地保存の見通しとなっていることを説明させて頂いてきた」、「現時点では約 50m をさらに南北に保存範囲を延ばすということについて、「できます」と言える状況ではないということをご理解いただいていると思う」、「設計や施工方法を検討するタイミングにおいて、今回の要望を受け止めて、少しでも現地保存の延長ができないか検討に努めていく」と回答した。（事務局 JR）

- 50m の現地保存は現状の見通しであって、今後細かい図面のディテールを積み重ねていくと、少しは伸びるかもしれないということか。また、それが委員見解の要望に対する努力であると理解してよいか。（西村氏）

← 現在は基本設計段階であり、これから都市計画等の整理を行っていく。少し後になるが、実施設計や施工計画段階になると、より具体的で精度の高い検討が出来るため、「検討委員会」で頂いたご要望について、優先度高く検討していくということである。結果として西村氏のご指摘のとおりである。（JR）

- 今の意見は理解できる。できるだけ伸ばす、という検討が終わった時点では、「検討委員会」にはかけないという理解でよいか。（稲葉氏）

← 現地保存、記録保存の範囲の整理については、今後「検討委員会」に報告させていただきながら、具体的な検討になっていくのではないかと考える。（JR）

- この議論は非常に重要である。事業者としては「検討委員会」の要望について理解はしているものの、跨ぐ場合は杭を 1 本打つのも難しく、若干動かせる範囲はあるが大きくは難しい、との理解でよいか。（副座長）

← 現状ではご理解のとおりである。都市計画関係の協議がこれからであり、今後事業者としてはしっかりと検討を進めていく中で、具体的な設計・施工計画を立てることとなる。現時点でどの程度難しいのか可能なのか、は言及できない。（JR）

4 品川駅周辺のまちづくりと文化財保護に関する提言とりまとめ（案）について

- JR 事務局から説明頂いた内容と、今までの「有識者検討会議」での議論を踏まえ、「有識者検討会議」として提言のとりまとめを本日行いたい。資料 4 を説明する。（副座長）

〔資料説明〕

- ・有識者より「品川駅周辺のまちづくりと文化財保護に関する提言とりまとめ（案）」として、以下が示された。

【提言】

I、関係事業者、関係行政機関及び有識者による協議体において、既決の都市基盤施設・建物計画の変更を検討し、見通しが得られた【信号機跡を含む 5・6 街区間の高輪築堤（約 50m）】の現地保存を確実に実現すること。

II、5・6 街区において、特徴的な遺構である信号機跡の現地保存が重要と考え、現地保存を図ること。

Ⅲ、加えて 6 街区南部の高輪築堤（約 110m）について、その現地保存に支障しないよう、開発計画を進めること。

Ⅳ、5・6 街区の開発計画について、「信号機跡を含む 5・6 街区間の高輪築堤（約 50m）」と「6 街区南部の高輪築堤（約 110m）」を現地保存するために特段の計画変更をしたことを高く評価する。その計画変更を前提にプロジェクトを推進し、「国際交流拠点・品川」の実現に向け、価値向上を図ること。

【付帯提言】

Ⅰ、鉄道開業の歴史や高輪築堤の文化財的価値などを来街者や地域の人が理解でき、学びを得られるよう情報発信拠点を整備し、後世に継承する取組みを実施すること。

Ⅱ、特に国際的な交流拠点に相応しい、公共性の高い 1～6 街区全体のまちづくりを早急に進め、多くの国民がその恩恵を享受できるように取組むこと。

Ⅲ、引続き関係事業者、関係行政機関には、信号機跡を含む 5・6 街区間の高輪築堤（約 50m）の現地保存、及び現地保存に伴う都市計画変更の実現に向けて、協力・連携を行うこと。

Ⅳ、確認未済の箇所から特殊な遺構が出土した場合、高輪築堤調査・保存等検討委員会及び当有識者検討会議に報告の上、その取扱いについて助言を得ること。

●構成は 4 つに分かれている。前段はこの会議の目的や背景を述べており、具体的な提言として 4 つ示している。中段の後、4 つの付帯的な提言を示している。（副座長）

●Ⅰは、信号機跡を含む 5・6 街区間の高輪築堤（約 50m）は確実に現地保存をしてほしいということである。Ⅱは、「検討委員会」における信号機跡は非常に重要な遺構であるとのご意見を受け、「有識者会議」としても現地保存を図ってもらいたいという提言である。Ⅲも同様である。Ⅳは、信号機跡を残すために建物をセットバックせざるを得ないということについて、都心部の貴重な土地で数メートルのセットバックは相当な負担であり、事業者を高く評価すると記述した。（副座長）

●Ⅰが信号機跡を含む 5・6 街区間の高輪築堤について、Ⅱも信号機跡の保存について示されているが、ⅡのことはⅠに含まれているのではないか。（老川氏）

← 信号機跡の現地保存が特に重要なのはその通りであるので、特に慎重な対応が必要である等の記載が良いのではないか。（稲葉氏）

← 主旨を踏まえて修正を行いたい。（副座長）

●今後も含めて 6 街区南部の東側線路下も開発計画の対象にしないということで提言されていると理解してよいか。（谷川氏）

← 将来にわたり、事業者として開発はこれ以上避け、遺跡に触らないようにするのであればこの表現でよいが、そこは慎重に整理したい。6 街区南部の 110m の範囲については現地保存に支障がないように開発計画を進める、というのが有識者会議の求めるところである。将来にわたりこれが重荷になるかどうか、事業者に意見をもらいたい。（副座長）

← 6 街区南部がピンク色で塗られた部分ということであれば、私どもとしてはこのままで結構である。（JR）

●Ⅳの「特殊な遺構」については、時代を問わないという理解で良いか。（谷川氏）

← その通りでよい。特殊な遺構については、埋蔵文化財について、近代であれ、それ以前のものでも出てくれば行政に報告し、この委員会に報告してもらいたいという趣旨でこの提言は作っている。（副座長）

- 付帯提言Ⅱについては、多くの国民が残された文化財の活用、開発の活用を享受できるように事業者を考えてもらいたい、という意味も含むことを補足する。（副座長）
- 高輪築堤の 1/3 の長さの保存について、500m ぐらい連続して残っていると読めてしまう。例えば、断続的に、などと記述した方がより正確ではないかと考える。また、6 街区南部の 110m、1 街区の北の 195m についても、線路下を除いた築堤の幅をみると全部残しているものではないと思っている。いずれにしても「1/3 の長さを残した」というのは人によってその理解が違うという心配をしている。（文化庁）
← 主旨は理解でき、より正確に書かなければならないと思っているため、調整をさせてもらいたい。（副座長）
- Ⅲの「引き続き関係事業者等」というパラグラフについて、この部分だけ「事業者と関係者」となっている。表現を工夫する必要があるか。（中井氏）
← 指摘事項を踏まえて修文する。（副座長）
- 修文を検討する 3 点については、座長、副座長と意見を頂いた方と相談の上、修正文書を検討し、確定は座長一任とする。（副座長）

5 その他

- 提言をとりまとめていただき感謝申し上げる。「検討委員会」の見解、「有識者検討会議」の提言を踏まえ、JR 東日本として今後の方針について整理する。方針は対外公表を考えており、時期等は別途関係者にお知らせする。（JR）
- 今後の「有識者検討会議」は、情報発信の方法等についてご意見を頂く等を考えているが、定期的な開催ではなく、年 2 回程度とし、高輪築堤とまちづくりの両立に向けて具体的な検討を進めていく。（JR）
- 提言については座長一任としたが、確定版は関係者にメールにて報告する（副座長）

6 閉会

- 本日の「有識者検討会議」の議事録については、調査保存等検討委員会の委員見解がホームページ公開されていることから速やかにホームページ公開を実施させていただきたい。議事録確認は以下スケジュールでお願いさせていただきたい。
 - ・ 9 月 9 日（水）議事録作成
 - ・ 9 月 10 日（木）議事録作成後速やかに、有識者・オブザーバーに議事録確認依頼
 - ・ 9 月 11 日（金）有識者・オブザーバー議事録確認締め切り
 - ・ 9 月 14 日（月）修正議事録送付
 - ・ 9 月 15 日（火）議事録確定（事務局 JR）
- 次回以降の「有識者検討会議」は年度末をイメージしているが、座長と調整の上改めてお知らせする（事務局 JR）
- 本日は終了する。（事務局 JR）

要旨以上

III 記録

1 開会

- [事務局 JR] ただいまより、第 22 回「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議（以下、「有識者検討会議」とする）を開会する。
- [事務局 JR] 本日は有識者の松浦座長、有識者オブザーバーの古関氏が欠席、有識者の本保氏がオンライン参加となる。
- [事務局 JR] 配付資料の確認を行う。資料の欠損があれば申し出を頂きたい。
- [事務局 JR] 本日の次第を説明する。
- [事務局 JR] ここからは松浦座長ご欠席のため、運営要領第 5 条第 6 項に基づき木曾副座長に進行の代行をお願いする。

2 第 21 回（7 月 27 日）有識者検討会議議事録確認

- [副座長] 前回 7 月 27 日の「有識者検討会議」の議事録について、こちらは事前に皆様にご確認いただいているところであるが、修正等があればこの場で指摘いただきたい。
- [文化庁] 文化庁の出席者名簿に前任者が記述されているため、現任に修正願いたい。
- [副座長] 議事録を修正する。
- [事務局 JR] 他に無いようであるので、この修正をもって第 21 回「有識者検討会議」の議事録を確定とする。
- [副座長] 次の議題に進む。

3 「高輪築堤の保存・価値・継承のあり方を十分に踏まえたまちづくりについて」の意見交換

- 1) まちづくりと高輪築堤の保存・継承等の両立に向けた議論の進め方について
- 2) 高輪築堤の保存・継承とまちづくりの両立について

- [副座長] 1) (情報共有)「高輪築堤調査・保存等検討委員会」（以下、「検討委員会」とする）における協議状況、2) 高輪築堤の保存・継承とまちづくりとの両立について、JR 事務局から、協議状況について説明を行ってもらいたい。
- [事務局 JR] まず、(1) 情報共有、「検討委員会」全体会における協議状況について説明する。「検討委員会」については、この「有識者検討会議」では第 69 回の状況まで報告している。第 69 回「検討委員会」では、事業者より信号機跡を含む 5・6 街区間の高輪築堤の現地保存の実現の見通しについて報告した。こちらについて、主に 2 点質問をいただいたため、

第 70 回の「検討委員会」全体会では、この意見・質問について回答を
させていただいている。

[谷川氏]

9 月 2 日の「検討委員会」で「高輪築堤等の文化財的価値および保護
措置について（7）」（以下、「委員見解（7）」とする）を出している。
資料 2-2 をご覧頂きたい。この資料 2-2 の前段部分はこれまでのもの
と文章は変わっていない。その後はこの間の経緯を書いているところ
である。「委員見解（7）」の骨子は 5 ページを見てもらえるのが良い。
5 ページの 6 行目に 7 月 15 日の第 69 回「検討委員会」の JR 見解に対
してコメントをしている。信号機跡を含む 5・6 街区間の高輪築堤約
50m の現地保存の見通しが立ったことは、中井氏をはじめとする関係
者の方々の精力的な協議体でのご検討いただいた結果で大変良かった
と思っており、私共としてはこの 5・6 街区全体の保護措置について
も扉が開かれたと思っている。

「検討委員会」の役割としては、5・6 街区間で現地保存となる遺構
の文化財的価値がどのようなものであるか、どういう形で遺構が残る
のかを確認したいということであった。これは 8 月 5 日の第 70 回の
「検討委員会」の際に詳細な図面を作成いただき、これを前提にして
判断した。

まず、【信号機跡を含む 5・6 街区間の高輪築堤（約 50m）の現地保存
について】に関しては、50m と言われているが、環 4 P10 橋脚が既に施
工されており、この部分は記録保存調査を行っている。山側の裾部の
ところは、京急連続立体交差事業でここも記録保存調査を行い、遺構
としては存在していないということになり、従って全体としては 50m 全
体の概ね 2/3 が残っているということ。もう一点は P10 橋脚にかかる
部分は海側の半分ぐらいが残っているような状況で、山側の方は記録
保存されているということになる。一方で P10 橋脚以外のところは、
京急連続立体交差事業で裾の部分が切られているため、全体の約 85%
程度が残っており、それが全体の約 1/3 という状態であることを、事
実として確認した。

文化財的価値について、我が国最初の信号機跡と推定される信号機跡
の現地保存が可能になった点は非常に良かったと思う。一方で、我々
がこれまで述べてきた築堤の現地保存の範囲は、高輪築堤の海上築堤
の鉄道らしい連続性を有するものとは言い難い。したがって、「今回提
示された 5・6 街区間約 50m の現地保存については、信号機跡が現地
保存されたことは一定の評価ができるが、築堤部に関してはこれまで
委員見解において求めてきた内容を必ずしも充足するものではない」
としている。

次に、5・6 街区全体の保護措置についての見解を、同じ 5 ページの
下から 3 行目より記述している。『信号機跡を含む 5・6 街区間の高
輪築堤（約 50m）』の現地保存範囲を 5・6 街区の可能な限り長い区間
にわたって南北に拡張し、高輪築堤の海上築堤の鉄道らしい『連続性』
を有する遺構にできるだけ近づける形で現地保存することを要望する
が、我々の要望となっている。また、6 ページには 【6 街区南部の第
8 橋梁北横仕切堤を含む高輪築堤跡（約 110m）について】というところ

ろにおいて、ここは重要な遺構であり、しかも、港区教育委員会事務局の過去の周辺で実施された調査成果と、JR による品川駅北口広場基礎杭の施工報告を元にとすると、非常に良好に遺構が残っている可能性が高いということが明らかになった。このようなことを積み重ねた結果、我々としては次の段階として、6 街区南部及び東側の線路下の高輪築堤という問題に関して、本芝から八ツ山下間の高輪築堤全体の中の位置づけを考える必要があるだろうということ、もう一つはその上で文化財的な価値を明確にする、ある一定の作業が今後必要になるだろうと思っている。以上が 9 月 2 日の「検討委員会」での「委員見解（7）」の概要である。

[事務局 JR]

第 71 回「検討委員会」の議事録を用意している。今回の「委員見解（7）」を踏まえた当社のコメントの部分をご紹介させていただく。第 71 回の議事録に加え、資料 3-1 として「まちづくりと高輪築堤の両立に向けた検討の進め方」、資料 3-2 として「高輪築堤の保存活用とまちづくりの両立について」もご準備しており、あわせて確認をいただきたい。

資料 3-1 において、2 つの委員会・会議について、まちづくりを進める中で出土した高輪築堤の価値や保存方針等をはじめ、5・6 街区エリアのまちづくりと高輪築堤の保存継承の両立についても、この 2 つの会議体での検討及び関係行政等からの助言をいただきながら事業者で進めていくという記載がある。また、まちづくりの計画や高輪築堤の現況は資料 3-2 で示しており、これまでこの 2 つの会議体でも示してきたところである。

第 71 回の議事録においては、主に 6 ページをご確認いただきたい。「委員見解（7）」を受け、弊社からコメントをさせていただいているものを 6 ページに記載している。主な論点の部分のみ読み上げる。4 行目に、「5・6 街区の高輪築堤跡の保護措置に関しては、前向きに受け止める。」というコメントをさせていただいている。また中段あたりに、「信号機跡を含む 5・6 街区間に関しては、協議体での協議・検討結果を踏まえ、開発の計画進捗の熟度の中でギリギリまで検討した結果として、6 街区側は約 3.5m、5 街区側は約 1.5m、それぞれ建物をセットバックしてようやく約 50m の現地保存の見通しとなっていることは説明させて頂いてきた」ことについては、資料 3-2 にも資料抜粋しているのであわせてご確認をいただければと思う。また、「現時点では約 50m をさらに南北に保存範囲を延ばすということについて、「できます」と言える状況ではないということをご理解いただいていると思う。」ということについては、先ほどご説明した第 70 回までのご議論の中でこれまでもご説明をさせていただいているところである。そのあと少し下の方にあるが、「設計や施工方法を検討するタイミングにおいて今回の要望を受け止めて、少しでも現地保存の延長ができないか検討に努めていく。」とコメントをさせていただいている。5・6 街区の保護措置について、第 71 回で当社の方から主にコメントをさせていただいている部分のご紹介については以上である。

「検討委員会」における協議状況のご報告及び高輪築堤の保存継承とまちづくりとの両立について、についての説明は以上となる。

[副座長] 事務局の説明について、質問や意見はあるか。

[西村氏] 議事録のコメントを読むと、50mの現地保存はほぼ現状の見通しであって、細かい図面のディテールを積み重ねていくと、少しは伸びるかもしれないということか。また、それが谷川氏の先ほどコメントされた50mから何らかもう少しのぼして欲しいという要望に対する努力のやり方だ、ということと理解してよいか。

[JR] 議事録7ページにあるとおり、現在基本設計の段階であり、これから都市計画等大きな枠組みの整理と、それに基づき全体の計画のボリュームの整理を行っていくことになる。これらが概ね決まってくると、実施レベルの設計を進めることとなるが、当社の線路と京急線に挟まれた非常に施工難易度が高く、施工計画も通常の超高層建築とは異なるため、しっかりと検討を進めていく必要がある。この段階は少し先となるが、より具体的で精度の高い検討ができるため、「検討委員会」で頂いたご要望を優先度高く検討していくということである。結果として西村氏のご指摘のとおりである。

[稲葉氏] 今の JR のご意見は理解した。その上で、できるだけ伸ばす、という検討が終わった時点での、その後については「検討委員会」にはかけないという理解でよいか。どのような形となるのか。

[JR] 議事録7ページの谷川氏のご発言にもあるが、現地保存の範囲を決めるということは記録保存の範囲を決めるということであり、掘削範囲を確定させ残せる範囲を決め、その上で最終的にはどこを記録保存するのかを決めていくこととなる。
今後はそれを「検討委員会」に報告させていただきながらどこを残せるかという整理と、記録保存する部分の検討になっていくのではないかと考えている。

[副座長] この部分は非常に重要なところだと思っている。この議事録を読む限り、「検討委員会」の要望について理解はしているものの、大きくこれを延ばすことは難しい、と読めるのだが、その理解でよいか。また、跨ぐ場合は杭を1本打つのも難しいという話もあり、若干動かせる範囲はあるが大きくは難しい、と読めるのだが、そのような理解でよいか。

[JR] 現状ではご理解のとおりである。都市計画関係の協議がこれからである。どのような形で都市計画がまとまっていくかというものもあるが、今後事業者としてはしっかりと開発計画の価値を実現できるようなまちづくりを行っていく中で、協議や具体的な設計・施工計画を立てることとなる。現時点でどの程度難しいのか、可能なのか、ということは持ち合わせていない状況である。

[副座長] 了解した。

[副座長] 次の議題に進む。

4 「品川駅周辺のまちづくりと文化財保護に関する提言とりまとめ（案）」について

- [副座長] JR 事務局から説明頂いた内容と、今までの「有識者検討会議」での議論を踏まえ、「有識者検討会議」として提言のとりまとめを本で行いたい。
- 「品川駅周辺のまちづくりと文化財保護に関する提言とりまとめ（案）」について、私から説明する。
- 松浦座長と相談し、この「有識者会議」は相当な回数の会議を実施しており、そろそろとりまとめをする時期ではないかと、私で案を作り、有識者の皆様に諮った上で、色々な意見をいただいております、本日の現時点での最終バージョンとなる。
- 構成は4つに分かれており、前段でこの会議の目的や背景を述べており、具体的な提言として4つ示している。そして、その後4つの付帯的な提言をさせていただいている。
- 事務局にて前段の考え方から読み上げていただきたい。
- [事務局 JR] 日本初の鉄道が、新橋～横浜駅間 29 kmにおいてイギリスの技術により敷設されるに際し、「高輪築堤」は日本の伝統技術によりその土台として築かれ、その後の日本近代化に大きく寄与した、歴史を象徴する重要な遺構である。
- TAKANAWA GATEWAY CITY のまちづくりは、国家戦略特区の指定を受け、「国際交流拠点・品川」の実現に向け進められている非常に公共性の高いプロジェクトである。
- 5・6街区エリアは品川駅に近接する重要な立地であり、且つ敷地の広範にわたり高輪築堤が存する等、文化財保護と開発の両立の議論に際し、複雑且つ機微な問題を有していたことから、特にこれまで約4年間・全 21 回の有識者検討会議で、「高輪築堤の価値のあり方」、「高輪築堤の継承のあり方」と、「まちづくりのあり方」、「これまでと今後の取組み」の観点から慎重に議論を重ねてきた。
- 1～6街区全体（特に今後開発が予定されている5・6街区）において、都市部における「まちづくりの公益」と「文化財保存の公益」を両立させる観点から、当有識者検討会議として、以下のように、事業者の JR 東日本に提言する。
- [副座長] 前段の部分について、質問や意見はあるか。
- [副座長] 特に無いようなので、次に、4つの提言について一つずつ読み上げていただきたい。
- [事務局 JR] I、関係事業者、関係行政機関及び有識者による協議体において、既決の都市基盤施設・建物計画の変更を検討し、見通しが得られた「信号機跡を含む5・6街区間の高輪築堤（約 50m）」の現地保存を確実に実現すること。
- [副座長] 中井氏のご尽力により、この 50mについては現地保存の目処が立ったということであるので、これについては確実に現地保存をして欲しいということである。次を読み上げてもらいたい。

- [事務局 JR] II、5・6 街区において、特徴的な遺構である信号機跡の現地保存が重要と考え、現地保存を図ること。
- [副座長] これについては「検討委員会」においても、信号機跡は非常に重要な遺構であるから、是非現地保存すべきだというご意見の下に、この「有識者会議」でも是非現地保存を図っていただいたということである。次を読み上げてもらいたい。
- [事務局 JR] III、加えて 6 街区南部の高輪築堤（約 110m）について、その現地保存に支障しないよう、開発計画を進めること。
- [副座長] 南部の約 110m については、線路の下に築堤が潜り込んでいるところだが、ここについても現地保存が非常に重要な遺構であるという指摘があったことから、現地保存を図ってほしい、ということである。最後を読み上げてもらいたい。
- [事務局 JR] IV、5・6 街区の開発計画について、「信号機跡を含む 5・6 街区間の高輪築堤（約 50m）」と「6 街区南部の高輪築堤（約 110m）」を現地保存するために特段の計画変更をしたことを高く評価する。その計画変更を前提にプロジェクトを推進し、「国際交流拠点・品川」の実現に向け、価値向上を図ること。
- [副座長] これについても、50m の部分についても関係行政機関も含めて相当の骨折りをいただいたと考えている。信号機跡を残すためにセットバックをせざるを得ないということについて、都心部の貴重な土地で数メートルのセットバックをするということは相当な負担であり、事業者を高く評価すると記述した。このことにより全体の開発がスムーズに進むのではないかと考えている。
以上 4 つの提言について、重要な部分であるため意見・質問をもらいたいと思う。
- [老川氏] 確認だが、I・II について、I が信号機跡を含む 5・6 街区間の高輪築堤についてあり。II も信号機跡の保存について示されているが、II のことは I に含まれているのではないか。
- [副座長] 別の事柄として整理している。50m を残す点については、中井氏の委員会で整理されたが、築堤をどの範囲で残すか、信号機を残すかについては別の事柄として、あえて 2 つの提言とした。
- [老川氏] I の方の信号機跡の記述を削った方がよいのではないか。
- [稲葉氏] 同じ事を私も感じたが、信号機跡の現地保存については、特に慎重な取扱を望む、と記述すれば良いか。例えば保存の技術的なことについて、特に重要である、という言い方となると思うが、いかがか。
- [副座長] I に「信号機跡を含む」と書いていることが、II と重複しているというご指摘か。だとすると、前の方の「信号機跡を含む」という記述を削るということではいか。
- [稲葉氏] I の方に「信号機跡を含む」という記述がないと、5・6 街区間のどこかということが分からなくなって地図を参照しなければならないので、言葉として必要ではないかと考える。II の現地保存が特に重要で

あると考えるのはその通りであるので、現地保存のあり方について特に慎重であるとか、他よりもより慎重な対応が必要であるというような言い方にすれば使い分けができるのではないかと考えている。

[副座長] 字句の整理という言葉の趣旨については理解したので、文章の整理をもう一度させていただくということでよい。趣旨を踏まえて修正を行いたいと思う。以降、大局に関わる部分でなければそのようにさせて頂きたい。

[老川氏] Ⅲについて、6 街区南部は線路下にあり築堤が一本丸々残っていると思われるが、調査のできない部分である。確実に支障あるとは言い切れない。

[副座長] 今回の議論の範囲が 5・6 街区の遺跡をどう保存するかにはフォーカスしているところであるが、その街区を外れている部分にはあえて触れていない。
調査できればよりクリアになるが、技術的に難しいところがあるようであり、敢えてそこについては書けなかったということである。この街区に関係している 110m ほどの細長い部分については現地保存ということで触らないでもらいたい、という整理をさせていただいた。

[老川氏] 実際は触らない、ということか。

[副座長] 当初の予定では少し触らざるを得ないような計画だったように聞いているが、事務局から説明してもらいたい。

[事務局 JR] 資料 3-2 の上の図に 6 街区南部の記載があるが、このピンク色の部分について、図面の右下に記載している。「検討委員会」でも何度かご説明しているが、6 街区南部はデッキとその上に情報発信施設を整備する計画となっており、デッキ整備に際し足を落とす計画になっていたが、高輪築堤に支障しないよう、黄色の計画を赤になるように築堤に支障する範囲に足を落とさない、記録保存している範囲に足を落とすような計画変更を行っている。こちらもそれなりに費用も発生している。

先ほど老川氏のご指摘はこの上の図でいうと 6 街区南部というピンクの部分の図面上で上が線路の下の部分で、そこを仰っているのかという理解をしている。

[副座長] 要すれば、南部の 110m については、遺跡に当たらないように計画を変更した、と考えて良いか。

[事務局 JR] そのとおりである。

[副座長] 本保氏からは何かあるか。

[本保氏] 特にない。

[副座長] 小野田氏からは何かあるか。

[小野田氏] 特にない。

[谷川氏] 老川氏の指摘に関連するが、Ⅲの 6 街区南部は東側の線路下部分も含めている、と理解してよい。

- [事務局 JR] 現地保存の覆土した線路下については、遺構として開発計画ではいじらない予定になっているため、その意味で範囲としてみることはできる。何かしら工事することを示しているということではない。
- [谷川氏] 6 街区南部の東側の線路下も開発計画の対象にしないということで提言されていると理解してよいか。非常に重要な提言だと思うが、今後も含めて、例えば何が起きるか分からないが、線路下も開発計画の対象にはならないという提言だと理解してよいか。非常に重要な点であるので確認させてもらいたい。
- [事務局 JR] 現地の状況もご理解いただいていると思うが、駅改良や駅前広場など、線路部は高輪築堤が発見される以前から行ってきた工事はあるが、今後について今のところ、地上レベル以下で何かを作る、という計画はない。
- [谷川氏] 6 街区南部には東側の線路下部分を含んでいるのか、「有識者検討会議」の皆様に確認したい。
- [副座長] 5・6 街区の範囲について今議論をしているところであり、線路下となる開発計画から外れているところについては、あえて記載していない。「有識者検討会議」の提言の範囲を超えている。
- [谷川氏] 了解した。JR の説明は、6 街区南部に絡んで東側線路下に手をつけないとされている。「検討委員会」は 6 街区南部の議論をしていく中で、線路下の部分是对象としているということは申し上げておきたい。
- [副座長] 線路下の部分についてこれから議論が必要かどうかというのは事業者が整理されるということだろうと思う。「有識者検討会議」の議論の範囲は 5・6 街区の開発予定地の埋蔵文化財をどう扱うか、というところであるが、その外にある、八ツ山の方まで伸びていると思うが、包蔵文化財や実際の開発の中で検討されることであり、この提言の中ではあえてそこに触れていない。
- [稲葉氏] 資料の中で黄色の杭を赤の部分に変更した、という理解で良いか。場所としてはこの上の平面図の 6 街区南部のピンクの部分の中に入っているということによいか。
- [事務局 JR] ご理解のとおりピンクの中に入ると言うことである。
- [副座長] 関係行政に意見を聞きたいと思う。
- [文化庁] 特にない。
- [東京都] 特にない。
- [港区] 特にない。
- [中井氏] 6 街区南部については、正確に言うと三角の部分だけが開発エリアという訳ではなく、線路の上にデッキがかかっており、そのデッキの工事が終わりに近づいている段階である。デッキには足があり、その部分は工事が終わっている理解であり、そういう意味では築堤に関係はしている。
下の図に書いてある三角のへた地については、実際には大きな盤がはられる予定であり、その意味で築堤に関係している。ただし、将来に

わたり線路の下がどうなるかは、鉄道事業の将来と関わる話であり、現段階では何ともわからない。鉄道は現代社会では重要なインフラであるため、線路下の文化財を将来どうするか、今判断するのはもう少し慎重にすべきという意見である。現在進行中の開発では、この線路下の築堤には触らないという点について合意されていると思うが、鉄道事業の将来の話までそこで縛ってしまうのかどうかについて、やや疑問に感じている。

[副座長] Ⅲの表現を修正すべきか。

[中井氏] これは現在の開発計画の話であり、提言自体はこれでよいのではないか。

[本保氏] Ⅲは明確に限定的に分かるように書いておいた方が、禍根を残さないと考える。三角形の部分も含めて開発を進めないと、誤解されてしまうとあとから問題にならないか懸念している。

[副座長] 誤解が無いように工夫をさせていただくということで、6街区について将来にわたり、事業者として開発はこれ以上避ける、遺跡に触らないようにしたいのであればこの表現でよいが、そこは慎重に整理し、何らかの変更が必要であれば変更を考える。私の理解であれば6街区南部の110mの範囲については現地保存に支障がないように開発計画を進める、というのが「有識者会議」の求めるところである。将来にわたりこれが重荷になるかどうか、事業者に意見をもらいたい。

[JR] 現時点においては図面にもあるとおり、三角の6街区南部の範囲に対してこの文書をいただいております、東側の範囲については「検討委員会」でご意見をいただいております、先週の見解、本日の提言を受けて、事業者として今後どうやっていくかを整理し、関係者にご説明したいと思っている。特に6街区南部を外れた東側も含めて示させてもらいたい。本日の文書は6街区南部をピンク色で塗られた部分ということであれば、私どもとしてはこのままで結構である。

[副座長] 了解した。いくつか修文の検討が必要な部分があるため、検討させてもらう。

[副座長] 次に、付帯的な提言について読み上げてもらいたい。

[事務局 JR] 以上により、1～6街区全体の取組みとして、高輪築堤の約1/3の長さを現地保存することとなり、今後の日本における都市部における文化財の価値・保存・継承を踏まえたまちづくりを考えるうえで先駆的な事例になると考える。なお、高輪築堤調査・保存等検討委員会においては、専門性の観点から、緻密且つ丁寧な議論を進め、方向性を整理いただいたことに感謝する。

なお、今後、開発計画を進めるにおいて、以下の事項に留意すること。

I、鉄道開業の歴史や高輪築堤の文化財的価値などを来街者や地域の人々が理解でき、学びを得られるよう情報発信拠点を整備し、後世に継承する取組みを実施すること。

II、特に国際的な交流拠点に相応しい、公共性の高い1～6街区全体のまちづくりを早急に進め、多くの国民がその恩恵を享受できるよう

に取り組むこと。

Ⅲ、引続き関係事業者、関係行政機関には、信号機跡を含む 5・6 街区間の高輪築堤（約 50m）の現地保存、及び現地保存に伴う都市計画変更の実現に向けて、協力・連携を行うこと。

Ⅳ、確認未済の箇所から特殊な遺構が出土した場合、高輪築堤調査・保存等検討委員会及び当有識者検討会議に報告の上、その取扱いについて助言を得ること。

[副座長] この付帯的な提言について意見を頂きたい。

[谷川氏] Ⅳの「特殊な遺構」については、時代を問わないという理解で良いか。高輪築堤跡は近代の遺構で、その築堤が構築される以前は海岸だった訳だが、古い時代に海岸の利用が行われた遺構が見つかった場合には、非常に特殊な遺構になるため、我々の立場からすれば、「近代に限らない」ということが前提と考える。

[副座長] その通りでよい。特殊な遺構については、埋蔵文化財について、近代であれ、それ以前のものでも出てくれば行政に報告し、この委員会に報告してもらいたいという趣旨でこの提言は作っている。埋蔵文化財として保存すべきものが出てきた時は、手続きに則って報告してほしいという趣旨である。

[副座長] 特にⅡについて、全体の開発計画というのは、一事業者の利害を超えて非常に公共性の高い開発だろうと考えている。実際、国家戦略特区に指定されており、開発が日本にとって意味のあるようにと期待しているので、その意味で文化財保護と国民の利益、開発の利益の微妙なバランスを考える、非常に難しい提言をさせてもらっていると考えている。多くの国民が残された文化財の活用、開発の活用を享受できるように事業者を考えてもらいたい。

[文化庁] 資料 3-2 が分かりやすいが、高輪築堤の 1/3 の保存について、平面図から、約 1/3 の長さを保存した、とあるが、基本的には海側の方から杭があり、石垣があり、鉄道が通っている部分があり、その陸側に向かって下がるところまでをいうと考える。まずは、その時に全体で 1,570m の 1/3 を保存すると言われたら、知らないで 500m ぐらい連続して残っていると読めてしまう。例えば、「断続的に」などと記述した方がより正確ではないかと考える。

また、6 街区南部の 110m も、築堤の捉え方にもよるが、長さで言うと JR も工夫して残してくださっていると思うが、幅としては築堤の一部である。また 1 街区の北の 195m についても、築堤の幅をみると全部残しているというものではないと思っている。これらを除くと保存できたのは 2 割程度であるから、いずれにしても「1/3 の長さを残した」というのは人によってその像の理解が違うという心配をしている。

[稲葉氏] あわせて、という表現がよいのではないか。

[副座長] 1/3 が残せた、というのが本当に残ったのか、については、長さで見ると 1/3 であることを確認した。このため「長さ」と記述したが、それでもミスリーディングということであれば、「断続的に」「あわせて」

などより正確になるよう修正案を工夫したい。一直線的に 1/3 が残っているという訳ではないため、趣旨は理解でき、より正確に書かなければならないと思っているため、調整をさせてもらいたい。

[中井氏] 形式的な話だが、2 ページのⅢの「引き続き関係事業者等」というパラグラフについて、本提言は基本的には事業者である JR 東日本に向けられた提言であるが、この部分だけ「事業者と関係者」に向けられた内容になっている。同じ文脈で書くと、JR 向けなのか周り向けなのか分からないので、もっと前に出すか後ろにもっていくか、表現を工夫する必要があるか。

[副座長] この部分は関係行政機関を含めた表現の趣旨であるが、事業者が中心になって動いてもらうことになるため、このような表現とした。「引き続き関係行政機関等に働きかけをして、より実現できるように努力していただきたい」などの表現に変わるか。

[中井氏] 「関係行政機関等には」ではなく、「関係行政機関とともに」などといった表現もある。

[副座長] 指摘事項を踏まえて修文をさせていただきたいと思う。

[副座長] これまでの議論の中で修正が必要な指摘事項を確認する。
①1 ページ目の老川氏ご指摘の「信号機跡」の記述の重複
②文化庁の築堤の保存部分の長さ（1/3）に関するご指摘
③中井氏ご指摘の「関係行政機関」に係る提言の記載方法
この 3 点について、修文を検討する。この 3 点については、座長、私と、意見を頂いた方と相談し、修正文書を考えたいと思う。確定については座長一任ということでよいか

[一同] （異議なし）

[副座長] 次の議題に進む。

5 その他

[副座長] 今後のスケジュール等について事務局から説明いただきたい。

[JR] 一旦の区切りということで御礼申し上げます。本日ご議論いただき、一部修文はあるが提言をとりまとめていただき感謝申し上げます。「検討委員会」でも述べたが、まちづくりを進めるということは、事業環境の変化のなかスケジュール感を持って進めることは、関係者も多い中で重要なことであり、本日の会議でこのような形で取りまとめていただいたことを感謝する。両会議体の見解・提言を真摯に受け止め、社内ですっかりと検討の上、事業者として今後の方針について整理する。注目度の高い内容のため、方針は対外公表を考えており、今日のとりまとめを踏まえて速やかに調整する。時期等は別途関係者にお知らせする。「有識者会議」の今後については、例えばどのような形で情報発信をしていくか等について、ご意見をいただきたいと思いますと思っているが、その意味では定期的な開催ではなく、年に 2 回程度のお時間をいただ

きながら、この高輪築堤とまちづくりの両立に向けて具体的な検討を進めていく。

[副座長] 提言については座長一任としたが、確定版はメールにてご報告させていただく。

[稲葉氏] この「有識者検討会議」は年度末に開くという理解で良いか。

[副座長] だいたい年度末をイメージしてもらいたい。

[稲葉氏] 今回の提言の公表に際し、添付資料の公表などを考えているか。提言だけを出すのか。

[JR] 提言を受けた公表については、当社として5・6街区の高輪築堤の保存について取り組んでいく基本方針と、具体的な範囲等がわかる図面・資料等での説明を考えている。また、本日の「有識者検討会議」の提言・添付資料は、適切な時期にホームページに公表される。

[稲葉氏] 本日の「参考資料」も公表されるということか。ホームページ上に出るものは個人名を消したものが公表されるという理解か。

[副座長] サマリーについて公表する際に名前を表示するかどうかは事務局にて工夫してもらいたい。内容について公表に問題は無い。

[稲葉氏] これまでのホームページ公開と同様に、個人名を消して公表いただきたい。

[副座長] 次の議題に進む。

6 閉会

[事務局 JR] 本日の「有識者検討会議」のホームページ公表について、すみやかに実施していきたい。議事録確認については、9月10日（木）に議事録をお送りする。翌11日（金）に議事録をご確認いただき、お戻しいただきたい。9月14日（月）に修正議事録を再度修正いただき、9月15日（火）の議事録の確定というスケジュールとさせていただきたい。時間僅少で恐縮だが、よろしくお願いしたい。

[事務局 JR] 本日は終了とする。ありがとうございました。

以 上